

パブリックコメント

制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

令和4年（2022年）
12月12日（月）から
令和5年（2023年）
1月12日（木）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

“活動しやすいまち宝塚”を
みんなで守り みんなでつくる

宝塚市では、

宝塚市地域公共交通計画（案）

について、市民のみなさんからのご意見
を募集しています。



（お問合せ先）
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 都市安全部 建設室 道路政策課
Tel 0797-77-2096 Fax 0797-77-9119

宝塚市地域公共交通計画(案)への意見募集について

1 宝塚市地域公共交通計画とは

本市では、「第6次宝塚市総合計画」の目標である「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」の実現に向けて、買い物や通院、通学、通勤等の移動を伴う活動を実現する、効率的かつ持続可能な移動手段の確保により、市民が日常生活に必要な「活動機会を保障」することをめざして「宝塚市地域公共交通計画」を策定します。

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に定められた本市の公共交通に関するマスタープランとなるものであり、本市がめざすまちの姿の実現に向けた、公共交通の役割や方向性を明確に示した計画です。計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年（2030年度）の8年間としています。

2 宝塚市地域公共交通計画（案）策定の経過

本計画（案）の策定にあたり、令和3年度（2021年度）に、宝塚市地域公共交通協議会（学識経験者1名、交通事業者6名、労働組合1名、道路管理者2名、運輸局1名、自治体2名、公募による市民3名、団体2名の合計18人の委員）で審議し、素案を作成しました。

宝塚市地域公共交通協議会の委員名簿は、別添のとおりです。

3 宝塚市地域公共交通計画（案）のポイント

本計画（案）では、本市の公共交通の課題を解決し、上位計画に示されためざすまちの姿の実現に向けた本計画の基本理念『“活動しやすいまち宝塚”をみんなで守り みんなでつくる』とし、基本理念の実現に向けた本計画を推進するための基本方針を設定しました。

基本方針1：市民・事業者・行政の適切な役割分担による活動機会の保障

基本方針2：公共交通の利用環境の改善と周知

基本方針3：市民・来訪者みんなが活動しやすい社会に向けた他分野との連携

4 意見募集の目的

宝塚市地域公共交通計画（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市地域公共交通計画（案）に対する意見募集

- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市地域公共交通計画（案）の概要
- ④ 宝塚市地域公共交通計画（案）

5 宝塚市地域公共交通計画（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- ① 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)
 - ・ 都市安全部建設室道路政策課のページ
 - ・ トップページから「宝塚市地域公共交通計画（案）」で検索するか、または「検索用 ID : 1047862」を入力し検索することもできます。二次元

QR
コード

- ② 市の窓口

市役所道路政策課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

6 意見の募集期間

令和4年（2022年）12月12日（月）から令和5年（2023年）1月12日（木）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所道路政策課へ提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和5年（2023年）1月12日必着とします。

正確な聴き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665（住所記載不要）「宝塚市役所都市安全部建設室道路政策課」

電話番号 0797-77-2096（直通）

ファクシミリ 0797-77-9119

電子メールアドレス m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

※ 宝塚市役所都市安全部建設室道路政策課は、宝塚市東洋町1番1号

(宝塚市役所本庁舎 2 階です。)

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所道路政策課（2 階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

令和4年度 宝塚市地域公共交通協議会 委員名簿

氏 名	選出区分	所属組織・役職等
きた ひでゆき 喜多 秀行	学識経験者	神戸大学名誉教授
のづ としあき 野津 俊明	公共交通事業者等	阪急バス株式会社 自動車事業本部営業企画部部长
おか しんじ 岡 伸治	公共交通事業者等	阪神バス株式会社 経営企画部部长
あだち ひさし 足立 壽	公共交通事業者等	阪急タクシー株式会社 取締役営業部長
みずた せつお 水田 節男	公共交通事業者等	公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事
ひらお ぶんいち 平尾 文一	公共交通事業者等	一般社団法人兵庫県タクシー協会 副会長
たなか やすし 田中 康嗣	国	神戸運輸監理部兵庫陸運部 首席運輸企画専門官
たかぎ まさひろ 高木 雅裕	公安委員会	兵庫県宝塚警察署交通課長
やまだ ひろし 山田 弘	道路管理者	兵庫県宝塚土木事務所 所長
いけざわ のぶお 池澤 伸夫	道路管理者	宝塚市都市安全部 部長
こてら としみつ 小寺 寿充	自治体	宝塚市 技監
つちや ともこ 土屋 智子	自治体	宝塚市企画経営部 部長
うえさか かずこ 上坂 和子	市民	
たなか えつじ 田中 悦司	市民	
いのうえ きよし 井上 聖	市民	
たなか ゆたか 田中 豊	市民	
さかもと さとし 坂本 敏	市民	
しもはら ひろし 下原 裕史	公共交通事業者等	株式会社フクユ 営業部 部長

オブザーバー

氏 名	選出区分	所属組織・役職等
おくとう ひでき 奥藤 秀樹	オブザーバー	兵庫県交通政策課 副課長兼地域交通班長
ひらお りょう 平尾 亮	労働組合	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会 宝塚ブロック議長

宝塚市地域公共交通計画（案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市地域公共交通計画（案）の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和5年（2023年）1月12日（木）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 都市安全部建設室道路政策課（道路政策課は、市役所2階です。）

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

TEL：0797-77-2096 FAX：0797-77-9119

E-mail：m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市地域公共交通計画（案）

概要版

令和4年10月

1. 計画の概要

(1) 計画策定の目的

昨今、本市でも人口減少局面となり、公共交通サービス需要の縮小や運転者不足の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響などにより、現在の公共交通サービスの維持・確保が厳しくなっています。このような状況下において、市民生活に必要な移動手段を計画的に確保していくことが求められています。

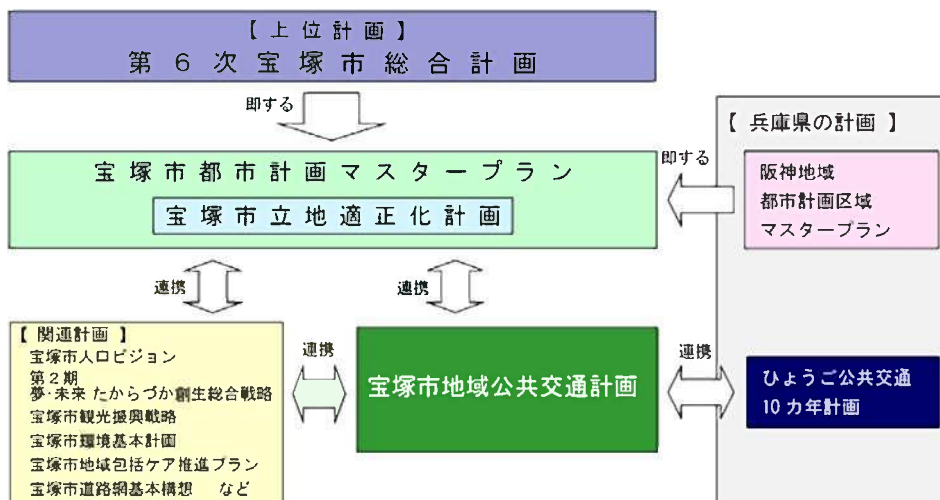
本市では、「第6次宝塚市総合計画」の目標である「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」の実現に向けて、買い物や通院、通学、通勤等の移動を伴う活動を実現する、効率的かつ持続可能な移動手段の確保により、市民が日常生活に必要な「活動機会を保障」することをめざして「宝塚市地域公共交通計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に定められた本市の公共交通に関するマスタープランとなるものであり、本市がめざすまちの姿の実現に向けた、公共交通の役割や方向性を明確に示した計画です。

また、本市が定める計画の最上位に位置する「第6次宝塚市総合計画」に即して定めており、「宝塚市都市計画マスタープラン」や関連分野の具体的な取組を示す計画とも連携し、それぞれの取組を推進しています。

< 本計画の位置づけ >



(3) 計画の区域

本計画の対象区域は、宝塚市全域とします。

(4) 計画の期間

令和5年度（2023年度）～令和12年度（2030年度）

(5) 対象とする移動手段と公共交通の考え方

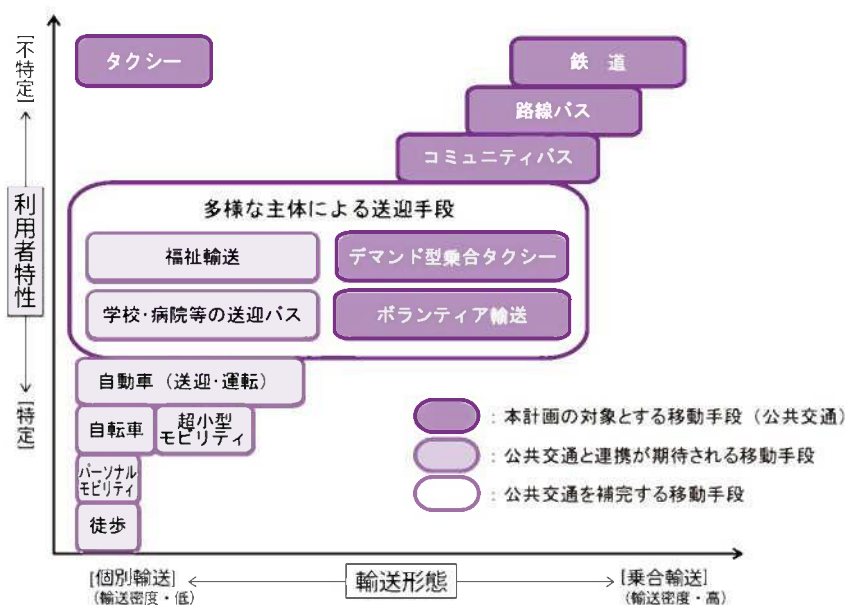
本計画で対象とする移動手段は、鉄道、バス、タクシー等の不特定の人が利用する公共交通や、地域が主体となって運行するボランティア輸送等を基本とします。

公共交通は、自動車を利用できない人や高齢者、障碍（がい）のある人をはじめ、多様な人々に対し、広く市民生活の豊かさを高める上で重要な役割を担っています。

また、福祉や教育、観光等の分野が持っている移動手段を活用することで、公共交通では対応できない移動を補完することができます。

本計画では、公共交通分野とその他分野が連携・補完し、本市にある全ての移動手段を活用して、市民が必要とする最低限の移動を確保することをめざします。

＜ 対象とする移動手段 ＞



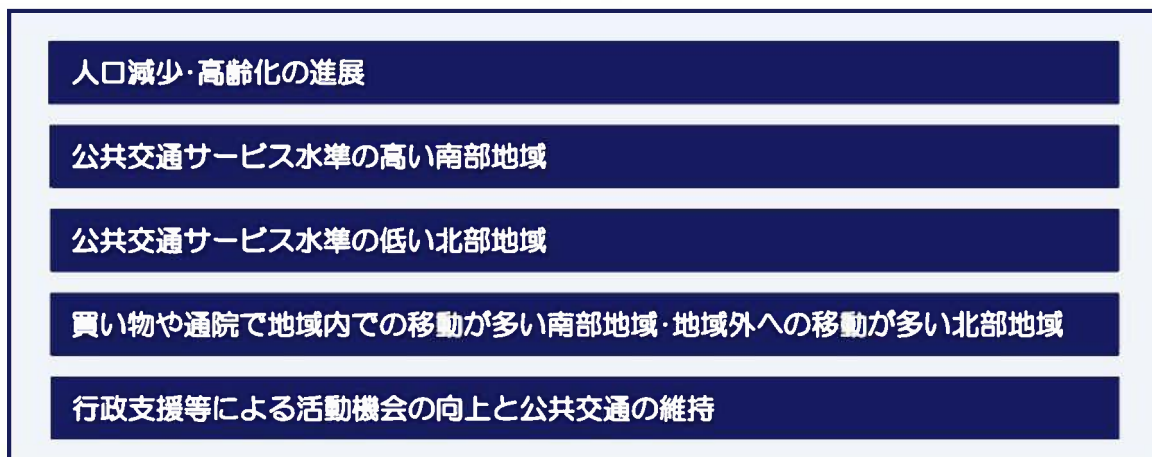
*1 「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き [入門編]」（国土交通省）第4版（平成30年（2018年）12月）を基に作成。

*2 福祉輸送とは、身体障碍（がい）者・要介護認定者・要支援認定者・その他障碍（がい）により単独での移動が困難で、単独でタクシーや公共交通機関を利用することが難しい人、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者、及びこれらの者の付添人を輸送するサービスです。

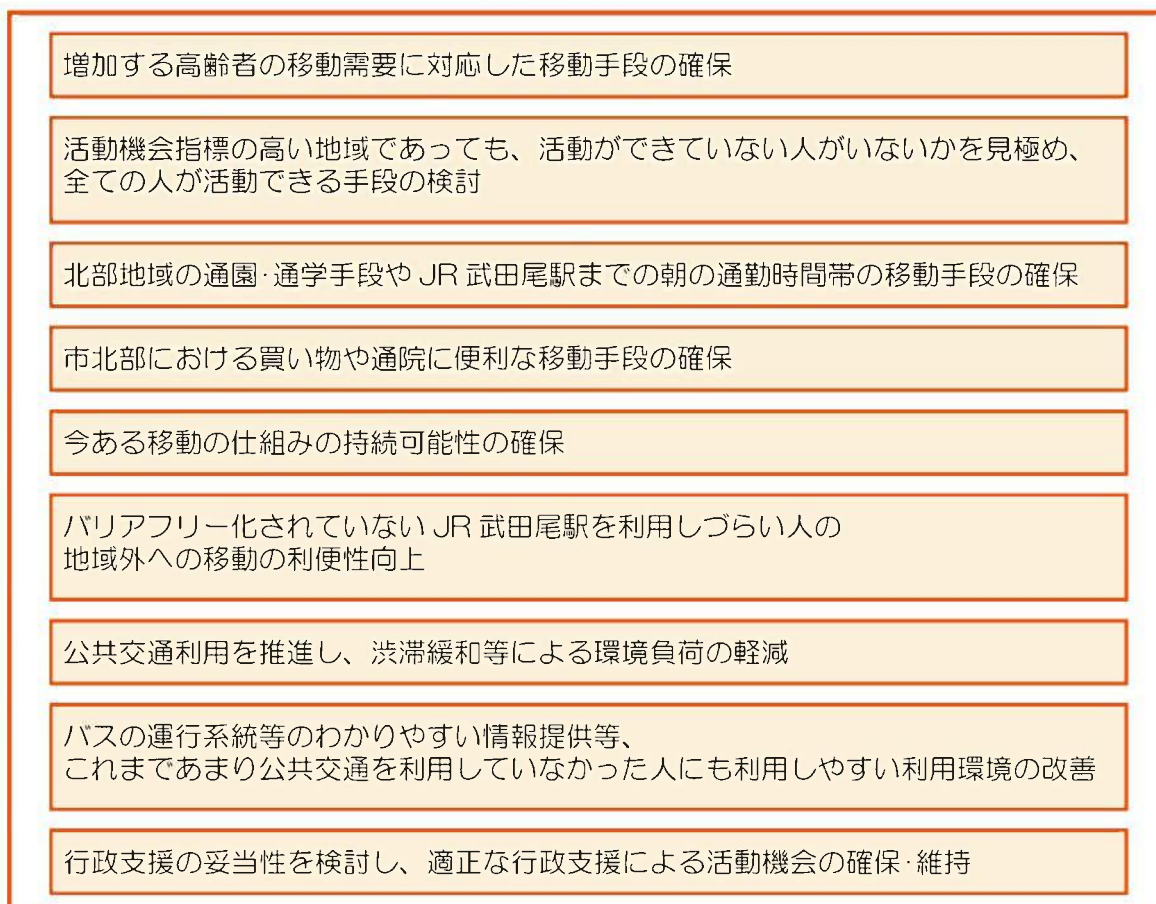
2. 本市の公共交通の現状と課題

本市の公共交通をとりまく現状と課題を、次のように整理しました。

【 現 状 】



【 課 題 】



3. 本計画が目指す公共交通の姿

(1) 基本理念と基本方針

本市の公共交通の課題を解決し、上位計画に示されたためざまの姿の実現に向けた本計画の基本理念と、基本理念の実現に向けて本計画を推進するための基本方針を設定しました。

基本理念

“活動しやすいまち宝塚”をみんなで守り みんなでつくる

具体的には、市民の活動の実現度を「活動機会の大きさ」という観点から定量的に評価し、公共交通に係る市民・事業者・行政の役割を明確化します。

基本方針1： 市民・事業者・行政の適切な役割分担による活動機会の保障

- 地域の実態や公共交通サービスの現状を踏まえ、市民の活動の実現度を「活動機会の大きさ」という観点から定量的に評価し、公共交通整備に係る市民・事業者・行政の役割を明確化します。
- 南部地域については、生活に必要な活動機会が確保されている地域であっても、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、公共交通サービスの充実を図り、より効果的、効率的な活動機会の確保・拡大をめざします。
- 北部地域については、生活に必要な活動機会を確保できるよう、公共交通サービスの向上を図ります。
- 公共交通にこだわることなく、新たな移動手段の導入や自動車利用も含め、市民一人ひとりに合った方法で、市民の活動機会を確保することをめざします。

基本方針2： 公共交通の利用環境の改善と周知

- 今後、公共交通の利用が増加すると想定される高齢者だけでなく、誰もが安全・快適に利用できる公共交通をめざし、待合環境の整備などの利用環境の改善を推進します。
- 運転者不足などの新たな課題の解決に向けて、市民・事業者・行政が連携して取り組み、公共交通を持続可能なものとしていきます。
- わかりやすい情報提供などにより公共交通の利便性を向上させ、そのことを市民に周知することで、市民の公共交通利用を推進します。
- これまで公共交通をあまり利用していなかった人に、公共交通利用のきっかけとなるような、公共交通の手軽さや便利さを知ってもらう取組を実施し、公共交通を利用する人が増加することをめざします。

基本方針3： 市民・来訪者みんなが活動しやすい社会に向けた他分野との連携

- 福祉分野と連携し、移動に困っている人の情報を共有して「誰一人取り残さない」という観点のもと、市民一人ひとりの活動機会を確保することをめざします。また、高齢者や障害（がい）のある人への外出支援により、高齢者や障害（がい）のある人の社会参加を促進します。
- 環境分野と連携して環境にやさしい公共交通を実現することで、市全体の温室効果ガス削減目標達成に寄与するとともに、環境に配慮したまちとしての魅力を発信します。
- 教育分野や観光分野などと連携し、必要な人に必要な移動手段や情報を提供し、全ての市民の活動機会の確保をめざすとともに、本市を訪れる人の活動のしやすさを確保することをめざします。
- 技術革新による新たなシステムの実用化について、分野を問わず連携して検討し、適切な時期や方法での導入に取り組み、市民の活動機会の拡大をめざします。

(2) 本計画がめざす公共交通ネットワーク

＜ 市全体の公共交通ネットワーク ＞

南部地域は、商業施設や医療施設等の生活利便施設が集まる鉄道駅と周辺の住宅をバス等で結ぶことで、日常生活における活動機会の拡大をめざします。

北部地域は、北部地域拠点である「西谷庁舎」周辺とJR武田尾駅を南北に結ぶ路線バスを軸として、北部地域の移動を支えます。

軸となる路線バスは、JR武田尾駅でJR宝塚線と接続し、北部地域と南部市街地や大阪方面、三田方面を結びます。

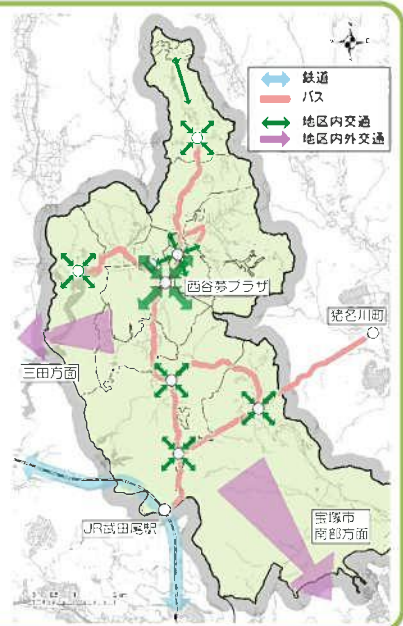


＜ 北部地域の公共交通ネットワーク ＞

バリアフリー化されていないJR武田尾駅を利用することが難しい人には、西谷地区の集落と地域外を結ぶ西谷地区内外交通を充実させることをめざします。

また、バスの利用に際して、バス停まで遠い人や、歩くのが難しい人の移動は、西谷地区の集落内や集落間を結ぶ西谷地区内交通として確保することをめざします。

これらのバスや鉄道、西谷地区内外交通、西谷地区内交通により、北部地域の日常生活における活動機会の拡大をめざします。



(3) 活動機会の大きさに基づく公共交通の整備方針

日常生活において必要な買い物や通院ができる移動のしやすさを、「活動機会の大きさ」という観点から「活動機会指標」として数値化し、市民の活動の実現度を評価しました。活動機会指標値により、「徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段」での活動のしやすさで、下表のとおり市内を分類しました。

< 地域分類 >

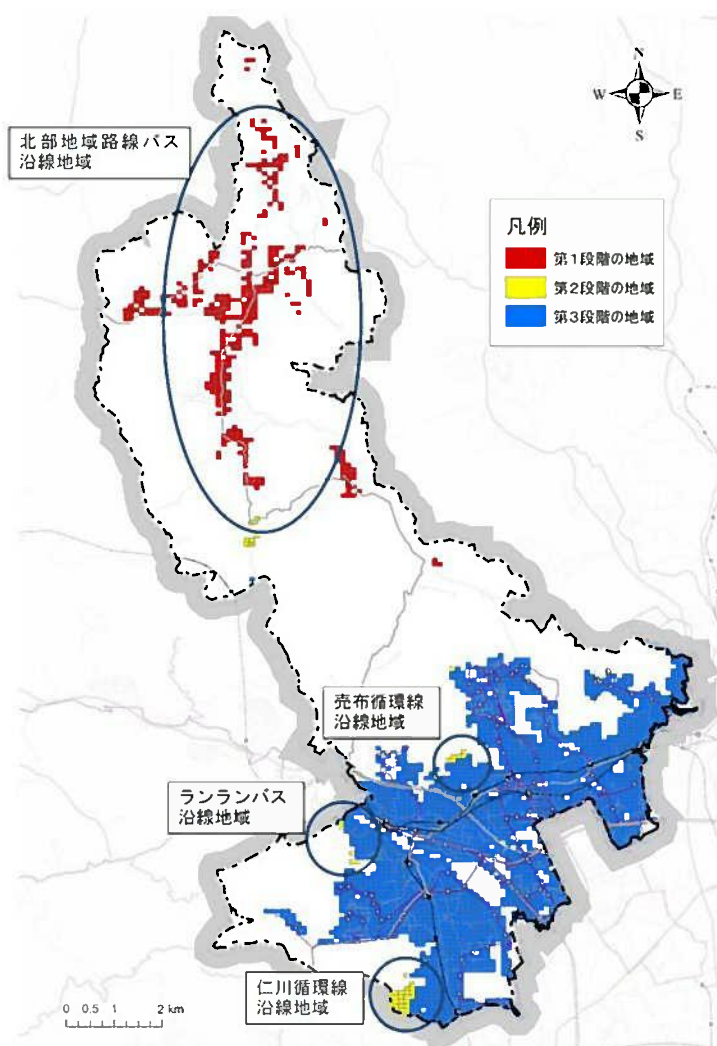
地域分類	対象地域の定義
第1段階の地域	徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動が困難な地域
第2段階の地域	徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動ができるもののしにくい地域
第3段階の地域	徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動がしやすい地域

第1段階の地域に分類される地域を運行する北部地域の路線バスは、公共交通の整備方針に基づき、行政が積極的に関与し、運行支援を行います。

第2段階の地域に分類される地域を運行する南部地域の仁川・売布循環線、ランランバスについては、適切な支援を行うとともに、地域の主体的な取組を後押しします。

支援や運行のあり方については、これまでの経緯も含めて、今後も市民の活動機会の拡大をめざして検討していきます。

< 行政が支援するバスの運行がない場合の地域分類 >



(4) 計画全体の数値目標

基本理念の実現に向けて、公共交通のめざす姿の達成度を把握するため、以下に示す計画全体の目標を設定しました。

目 標 1	
南部地域のすべての人が、徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動がしやすいことをめざし、南部地域における「第3段階の地域」の人口割合が100%となることを目標とします。	
現状値（令和4年度（2022年度）） 99.97 %	目標値（令和12年度（2030年度）） 100 %

目 標 2	
北部地域のすべての人が、徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動ができることをめざし、北部地域における「第2段階の地域」「第3段階の地域」の人口割合の合計が100%となることを目標とします。	
現状値（令和4年度（2022年度）） 69.82 %	目標値（令和12年度（2030年度）） 100 %

目 標 3	
本市の鉄道やバスなどの公共交通の利便性が向上することをめざし、利便性の向上は、公共交通を利用して移動する人の増加に反映されるため、本市の市民一人当たりの鉄道・バスの利用回数が現状値以上となることを目標とします。	
現状値（令和2年度（2020年度）） 198 回/人・年度 鉄道利用回数 163 回/人・年度 バス利用回数 35 回/人・年度	目標値（令和12年度（2030年度）） 198 回/人・年度 以上 ※ 現状値はコロナ禍下での値となっているため、現状にとどまらず、さらに利便性を向上させることをめざし、利用回数の増加につなげます。

4. 目標達成のための施策体系

公共交通のめざす姿の実現に向けて、具体的な施策・事業を展開、推進していきます。

基本理念	基本方針	施策	重点事業	事業
“活動しやすいまち宝塚”をみんなで守り みんなでつくる	基本方針1 市民・事業者・行政の適切な役割分担による活動機会の保障	施策1-1 南部地域における効果的・効率的な公共交通サービスの維持	☆	1-1-1 効率的で効果的な公共交通サービスを提供するための行政支援
			☆	1-1-2 積極的な地域住民の活動への支援の仕組みづくり
		施策1-2 北部地域における持続可能な移動手段の確保・維持	☆	1-2-1 路線バスを基幹とする公共交通サービスの維持のための行政支援
				1-2-2 地域外への移動手段の充実
				1-2-3 地区内の移動を支える持続可能な仕組みづくり
		施策1-3 多様な移動手段の充実による活動機会の拡大	☆	1-3-1 市民と行政の役割分担による公共交通サービスの隙間を埋める仕組みづくり
	基本方針2 公共交通の利用環境の改善と周知	施策2-1 安心・快適に利用できる公共交通の実現		2-1-1 バスの待ち合い環境の改善検討
			☆	2-1-2 ユニバーサルデザインの推進
				2-1-3 駅前広場等交通結節点の整備
				2-1-4 交通事業者と行政の連携による運転者不足の改善
			☆	2-1-5 交通事業者と連携した感染症対応
		施策2-2 公共交通の利用意識の向上		2-2-1 わかりやすい公共交通情報の発信
			☆	2-2-2 モビリティ・マネジメントの実施
	基本方針3 市民・来訪者みんなが活動しやすい社会に向けた他分野との連携	施策3-1 福祉分野との連携による活動機会の拡大		3-1-1 運賃助成制度の活用
				3-1-2 福祉施策における福祉輸送との連携
				3-1-3 福祉部局との情報共有による移動手段の確保
		施策3-2 環境分野との連携による公共交通の利便性向上	☆	3-2-1 環境にやさしい公共交通車両の導入
			☆	3-2-2 モビリティ・マネジメントの実施（再掲）
		施策3-3 他分野との連携による活動しやすい地域づくり	☆	3-3-1 教育分野と連携した通学手段の確保
				3-3-2 日常生活の活動しやすい地域づくりのための他分野との連携
			☆	3-3-3 新技術を活用した活動機会の拡大

基本方針1. 市民・事業者・行政の適切な役割分担による活動機会の保障

施策1-1 南部地域における効果的・効率的な公共交通サービスの維持

□ めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施主体
☆	1-1-1 効率的で効果的な公共交通サービスを提供するための行政支援	<ul style="list-style-type: none"> 「仁川・売布循環線」「ランランバス」の運行による沿線地域の活動機会を維持するため、交通事業者と連携しつつ、効率的・効果的な公共交通サービスが提供できるよう行政支援を行っていきます。 本事業は、今後も各年度検証し、必要に応じて見直し実施していきます。 	行政 交通事業者
☆	1-1-2 積極的な地域住民の活動への支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 「ランランバス」のように、地域住民と交通事業者が公共交通の導入や利便性向上に積極的に取り組む活動に対して、各地域の特性に応じた行政の仕組みを構築し、取り組む活動が持続可能なものとなることをめざします。 本事業は、計画の前期中に実施します。 	行政 市民 交通事業者

□ 評価指標

評価指標	現状値	目標値 (令和12年度 (2030年度))
1-1-① 南部地域における第3段階の地域 (徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動がしやすい地域)の人口割合	99.97 % (令和4年度 (2022年度))	100 %
1-1-② 行政支援をしているバス路線が必要な人一人当たりの当該路線の年間利用回数 * 行政支援をしているバス路線の乗車人数は、前年10月1日～当年9月30日なため最新データは令和3年度(2021年度)	15 回/人・年度 (令和3年度 (2021年度))	15 回/人・年度 以上 ※ 現状値はコロナ禍下での値となっているため、現状にとどまらずさらなる利用回数の増加をめざします。

□ 重点事業

事業1-1-1 効率的で効果的な公共交通サービスを提供するための行政支援

- ・現在実施している「仁川・売布循環線」への適切な支援を行うとともに、国の地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金を運行費用の一部として活用している「ランランバス」について、引き続き国の支援が受けられるよう、申請手続き等を行い、地域の活動機会を維持します。
- ・交通事業者と連携しつつ、効率的・効果的な公共交通サービスが提供できるよう行政支援を行っていきます。

＜ 市と県による運行支援：仁川・売布循環線 ＞

【 仁川循環線運行ルート 】



〔 運行車両 〕



【 売布循環線運行ルート 】



出典) 宝塚市ホームページ

＜ 国の地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金を運行費用の一部として活用：ランランバス ＞

【 ランランバス運行ルート 】

〔 運行車両 〕



出典) 株式会社フクユホームページ

□ 重点事業

事業 1-1-1 効率的で効果的な公共交通サービスを提供するための行政支援

＜「仁川・売布循環線」や「ランランバス」における行政支援の効果（活動機会指標の向上）＞

【 運行なし 】

【 運行あり 】

* メッシュの色は下表を参照。

【 地域分類と活動のしやすさのイメージ 】

地域分類	地域の活動のしやすさのイメージ
第1段階の地域	・ 徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動が困難な地域
第2段階の地域	・ 徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動ができるもののしにくい地域
第3段階の地域 (南部地域をめざす地域)	・ 徒歩または、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動がしやすい地域

□ 重点事業

事業 1-1-2 積極的な地域住民の活動への支援の仕組みづくり

・「ランランバス」の取組のように、各地域の特性に応じた公共交通の導入や運行、利便性向上に取り組み、活動機会の拡大をめざす地域住民や交通事業者に対して、適切な支援の仕組みを構築し、地域の活動機会の拡大をめざす取組を後押しします。

【 月見山・長寿ガ丘地区「ランランバス」の取組 】

地域で募集し、選ばれたキャラクターバスネーミング

出典：株式会社フクコホームページ

基本方針1. 市民・事業者・行政の適切な役割分担による活動機会の保障

施策1-2 北部地域における持続可能な移動手段の確保・維持

□ めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施主体
☆	1-2-1 路線バスを基幹とする公共交通サービスの維持のための行政支援	<ul style="list-style-type: none"> 北部地域とJR武田尾駅を結ぶ路線バスの運行により、北部地域の活動機会の拡大を引き続き図るため、交通事業者と連携しつつ、効率的・効率的な公共交通サービスが提供できるよう行政支援を行っていきます。なお、公共交通サービスのあり方については、継続して検討していきます。 本事業は、今後も各年度検証し、必要に応じて見直し実施していきます。 	行政 交通事業者
	1-2-2 地域外への移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化されていないJR武田尾駅を利用せずに買い物や通院が可能な移動手段の充実をめざして、地域が主体となって南部地域や近隣市町も含めた商業施設、医療施設への移動手段の確保を検討します。 本事業は、計画の前期中に検討を開始します。 	行政 市民 交通事業者
	1-2-3 地域内の移動を支える持続可能な仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア輸送の維持を含め、地域内の移動を支える持続可能な手段を、地域が主体となって市や交通事業者と一っしょに検討します。 ボランティア輸送へのICTを活用した予約、配車システム等の導入を検討することにより、ボランティア輸送の負担の軽減や潜在的な運転者の確保等をめざし、ボランティア輸送の持続可能性を高めます。 ボランティア輸送を自家用有償運送とすることについても検討します。 本事業は、計画の前期中に検討を開始します。 	行政 市民 交通事業者

□ 評価指標

評価指標	現状値	目標値 (令和12年度 (2030年度))
1-2-① 北部地域における第2段階の地域・第3段階の地域 (徒歩や、安全かつ安価で容易に利用できる移動手段で、日常生活に必要な活動ができるものしにくい地域・しやすい地域)を合わせた人口割合	69.82 % (令和4年度 (2022年度))	100 %
1-2-② 北部地域のバス路線が必要な人一人当たりの当該路線の年間利用回数	49 回/人・年度 (令和3年度 (2021年度))	49 回/人・年度 以上 ※ 現状値はコロナ禍下での値となっているため、現状にとどまらずさらなる利用回数の増加をめざします。

基本方針1. 市民・事業者・行政の適切な役割分担による活動機会の保障

施策1-3 多様な移動手段の充実による活動機会の拡大

□ めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施主体
☆	1-3-1 市民と行政の役割分担による公共交通サービスの隙間を埋める仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 多様化しているパーソナルモビリティ等の情報提供や試乗体験会、活用方法の提案などを行い、自動車や徒歩に代わる安全で便利な近距離移動手段の活用や移行により、南部地域、北部地域それぞれでめざす活動機会に満たない人や高齢者の移動の利便性の向上をめざします。 本事業は、計画の前期中に実施します。 	行政 市民 交通事業者

□ 評価指標

評価指標	現状値 (令和4年度 (2022年度))	目標値 (令和12年度 (2030年度))
1-3-① パーソナルモビリティ等の普及活動回数	—	4回/年度

□ 重点事業

事業1-3-1	市民と行政の役割分担による公共交通サービスの隙間を埋める仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> めざす活動機会に満たない地域の人や、商業施設や医療施設、バス停まで歩いて行きづらくなった人、自動車の運転に自信がなくなってきたけれど、バスの利便性を考えると運転免許は返納できないと考えている人等の手軽で安全な移動手段として、超小型モビリティやパーソナルモビリティ等の周知による普及促進を図り、移動の利便性向上をめざします。 地域での取組のきっかけとなるよう、移動機器の紹介だけでなく、地域での活用方法の事例の紹介等を行います。 <p style="text-align: center;"> < より安全に気軽に移動するための「パーソナルモビリティ」等への乗り換え > 【より安全な移動手段への乗り換えパターン例】 </p>	

基本方針2. 公共交通の利用環境の改善と周知

施策2-1 安心・快適に利用できる公共交通の実現

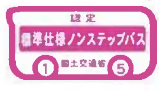
□ めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施主体
	2-1-1 バスの待ち合い環境の改善検討	<ul style="list-style-type: none"> バス利用時の快適性を向上させるため、地域住民との協働によるベンチの設置等、待合環境の改善を検討します。 	行政 市民 交通事業者
☆	2-1-2 ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害（がい）のある人、ベビーカーを利用する人も利用しやすいノンステップバスの導入に対して、行政が支援を行い、導入を促進することで、誰もが公共交通を安全・快適に利用できることをめざします。 本事業は、今後も各年度検証し、必要に応じて見直し実施していきます。 	行政 交通事業者
	2-1-3 駅前広場等交通結節点の整備	<ul style="list-style-type: none"> バスとの乗り換え等の交通結節機能の拡充が必要な鉄道駅において、利用者の安全性・利便性の向上、周辺道路の交通環境の改善、駅前機能の充実や施設の活性化をめざして、駅前広場等の整備を推進します。 	行政 交通事業者
	2-1-4 交通事業者と行政の連携による運転者不足の改善	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者の運転者確保をめざして行政と交通事業者が連携し、市役所等の行政施設での運転者募集チラシの配架や、就職相談イベント等を実施します。 	行政 交通事業者
☆	2-1-5 交通事業者と連携した感染症対応	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な公共交通をめざして、交通事業者と利用者が連携して感染症対応に努め、行政は交通事業者が実施する感染症予防設備の取得や車両等の消毒作業について支援を検討します。 本事業は、今後も必要に応じて適宜実施していきます。 	行政 市民 交通事業者

□ 評価指標

評価指標	現状値 (令和3年度 (2021年度))	目標値 (令和12年度 (2030年度))
2-1-① ノンステップバス導入率	71.6 %	74.6 %
2-1-② 地域住民との協働により設置したベンチの設置箇所数	2 箇所	6 箇所
2-1-③ 行政と交通事業者の連携による運転者確保の活動回数	—	累計 16 回

□ 重点事業

事業2-1-2	ユニバーサルデザインの推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスにおけるノンステップバスの導入を推進し、高齢者や障害（がい）のある人、ベビーカーを利用する人等、誰もがバスを安全に利用しやすく、快適に移動できることをめざします。 ・本市は、交通事業者の超低床ノンステップバス購入費に対して、国・兵庫県といっしょに助成しており、今後もこの助成制度によりノンステップバスの導入を推進します。 ・重いすやベビーカーを利用する人が、気兼ねなくバスを利用できるように、周囲への理解や協力をお願いするとともに、重いすやベビーカーを利用する人への利用方法の周知等の情報提供をすることで、お互いに配慮して、快適にバスを利用できることをめざします。 			
<p>< 超低床ノンステップバスの導入 > < ベビーカー利用に関するキャンペーン ></p> <p>【宝塚市の超低床ノンステップバス】</p>			
〔阪急バス（大型）〕	〔乗車口〕 （スロープせり出し状況）	〔ニーリンク状況〕	〔ベビーカー利用に関する キャンペーンポスター〕
<p>〔ノンステップバス認定マーク〕</p> 	<p>出典）国土交通省ホームページ 宝塚市ホームページ</p>		

□ 重点事業

事業2-1-5	交通事業者と連携した感染症対応
<ul style="list-style-type: none"> ・今後感染症対策が必要となった場合、安全・安心な公共交通をめざして、交通事業者と市民が連携して感染拡大防止に努めます。 ・本市は、新型コロナウイルス感染症拡大時と同様に、感染拡大により影響を受けた路線バス、タクシー事業者に対して、交通事業者が実施する感染症予防設備の取得や車両等の消毒作業への支援を検討します。また、市民に公共交通利用時における感染予防の協力を要請し、交通事業者の取組を周知します。 	
<p>< 公共交通を安心して利用するための利用者の協力 ></p> <p>〔「安心してご利用いただくためのお客様へのお願い」ポスター〕</p>	
（バス）	（タクシー）
<p>出典）国土交通省ホームページ 公営社団法人 日本バス協会ホームページ</p>	

基本方針 2. 公共交通の利用環境の改善と周知

施策 2-2 公共交通の利用意識の向上

□ めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施主体
	2-2-1 わかりやすい 公共交通情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 各交通事業者の路線や時刻表を集約し、乗り換え情報等をまとめた総合時刻表やマップを作成、更新するとともに、その情報を簡単に入手できる Web 環境の整備などにより、公共交通利用の利便性を向上します。 宝塚駅等の主要な交通結節点において、バス乗降場や時刻表等の乗り換え案内や、周辺施設へのアクセスルート等について、多言語表示も含めた、高齢者や障碍（がい）のある人にもわかりやすいユニバーサルデザイン化された情報提供を進めます。（駅でのわかりやすい公共交通情報の発信は、前述した「事業 2-1-3 駅前広場等交通結節点の整備」と連携して進めます。） 	行政 交通事業者
☆	2-2-2 モビリティ・ マネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 本市で生活を始める転入者や、これまであまり公共交通を利用していなかった人に、公共交通の便利さや快適さを周知する取組を進めます。 後述する「施策 3-2 環境分野との連携による公共交通の利便性向上」での事業として、事業所に対して国の「エコ通勤優良事業所認証制度」の周知等を実施し、通勤時の公共交通利用を促進します。 	行政 市民 交通事業者

□ 評価指標

評価指標	現状値	目標値 (令和 12 年度 (2030 年度))
2-2-① 市役所ホームページの 公共交通関連ページアクセス数	9,696 アクセス (令和 3 年度 (2021 年度))	現状値以上
2-2-② 市民一人当たりのバス利用回数	35 回/人・年度 (令和 2 年度 (2020 年度))	35 回/人・年度 以上 ※ 現状値はコロナ禍下での値となっているため、現状にとどまらずさらに利便性や利用意識を向上させ、利用回数の増加をめざします。

□ 重点事業

事業2-2-2 モビリティ・マネジメントの実施

- ・現在本市で実施している、転入者を対象としたモビリティ・マネジメントを、今後も継続して実施し、本市の公共交通の利便性や快適性を知っていただくことで、日常の移動手段として公共交通の利用を促進します。
- ・南部地域においては、より公共交通を便利に利用していただくための情報提供等を行い、北部地域においては、長年バスを利用していない人に、バスの利便性を知っていただく取組や、バスの乗り方がわからないためにバスに乗ることをためらっている人を対象に、バスの乗り方を知っていただく取組等の実施を検討します。
- ・事業者に対しては、国の「エコ通勤優良事業所認証制度」の周知等を実施し、通勤時の公共交通利用を促進し、渋滞解消やそれに伴う環境改善をめざします。
- ・公共交通を身近なものとして感じていただき利用促進を図ることを目的とした、交通事業者のイベント開催等の取組について、市民に周知し、公共交通利用のきっかけとしていただくことを検討します。

＜ 転入者へのモビリティ・マネジメントの実施 ＞

- 本市では、転入されてきた方に、バスの乗り方や運賃制度、お得なバスの利用方法が示された「阪急バスのノリセツ」を配付し、転入された方にバスを利用いただく取組を実施。

出典） 阪急バスホームページ



〔 阪急バスのノリセツ 〕



＜ エコ通勤優良事業所認定制度 ＞

- エコ通勤に関して高い意識を持ち、エコ通勤に関する取組を積極的に推進している事業所を認証・登録し、その取組を国民に広く紹介。

〔 認証制度ロゴマーク 〕



出典） 交通エコロジー・モビリティ財団

＜ 交通事業者によるイベントの開催例 ＞

【 阪急バスグループお客様感謝 Day の開催 】

- お客様への感謝と公共交通への関心や利用促進を図ることを目的に阪急バスグループが毎年開催。

〔 お客様感謝 Dayの様子 〕



出典） 阪急バスホームページ

基本方針3. 市民・来訪者みんなが活動しやすい社会に向けた他分野との連携

施策3-1 福祉分野との連携による活動機会の拡大

□ めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施主体
	3-1-1 運賃助成制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のいきがづくり、健康促進のために実施されている「高齢者バス・タクシー運賃助成制度」の周知及び活用により、高齢者の活動機会の確保を図ります。 障害（がい）のある人の自立及び社会参加の促進のために実施されている一定の障害（がい）のある人へタクシー運賃の一部助成により、障害（がい）のある人の活動機会の確保を図ります。 本事業は、今後も関係部局間で連携して各年度検証し、必要に応じて見直し実施していきます。 	行政 交通事業者
	3-1-2 福祉施策における福祉輸送との連携	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通を利用できない人のための福祉輸送について、まちづくり協議会や地域のささえあい会議などで福祉有償運送の周知を図るとともに、課題等を見つけ、立ち上げの支援を行います。 	行政 市民 交通事業者
	3-1-3 福祉部局との情報共有による移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部局が民生委員や介護・福祉施設関係者等から得た移動に困った人の情報を共有し、一人ひとりに合った移動手段を提案し、移動について困っている市民をなくしていきます。 	行政 市民

□ 評価指標

評価指標	現状値 (令和元年度(2019年度))	目標値 (令和12年度(2030年度))
3-1-① 交通手段がないことが理由で外出を控えている高齢者の割合	1.8 %	0.0 %

基本方針3. 市民・来訪者みんなが活動しやすい社会に向けた他分野との連携

施策3-2 環境分野との連携による公共交通の利便性向上

□ めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施主体
☆	3-2-1 環境にやさしい 公共交通車両の導入	<ul style="list-style-type: none"> 市内を運行するバス車両について、EV（電気）バスやハイブリッドバス、FC（燃料電池）バス等の導入を推進し、環境負荷の低減を図ります。 導入については、市として支援を検討します。 本事業は、計画の前期中に検討を実施します。 	行政 交通事業者
☆	3-2-2 モビリティ・ マネジメントの実施 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 国の「エコ通勤優良事業所認証制度」の周知等を実施し、市内の事業所の通勤時の公共交通利用を促進します。 「施策2-2 公共交通の利用環境の向上」での事業として、公共交通の利便さや快適さを周知する取組を進めます。 	行政 市民 市内事業所

□ 評価指標

評価指標	現状値	目標値 (令和12年度 (2030年度))
3-2-① 環境にやさしいバス車両の導入台数	0台 (令和3年度 (2021年度))	1台以上
3-2-② 市民一人当たりのバス利用回数(再掲)	35回/人・年度 (令和2年度 (2020年度))	35回/人・年度以上 ※ 現状値はコロナ禍下での値となっているため、現状にとどまらずさらに利用意識を向上させ、利用回数の増加をめざします。

□ 重点事業

事業3-2-1 環境にやさしい公共交通車両の導入

- 環境にやさしいEV（電気）バス、ハイブリッドバス、FC（燃料電池）バス等の導入を推進し、環境への負荷の低減をめざします。
- 導入については、市として支援を検討します。

＜ 環境にやさしいバス車両【電動バスの比較】 ＞

比較項目	EV（電気）バス	プラグインハイブリッドバス	FC（燃料電池）バス
動力	モーターと蓄電池	モーターとエンジン	モーターと燃料電池
必要物	電気	電気と軽油	水素
補給方法	普通充電・急速充電	給油所 普通充電・急速充電	水素ステーション
航続距離	短め	長め	やや長め
環境性能	非常に良い	良い	非常に良い
車両			

出典) 国土交通省ホームページ

基本方針3. 市民・来訪者みんなが活動しやすい社会に向けた他分野との連携

施策3-3 他分野との連携による活動しやすい地域づくり

□ めざす姿の実現に向けた事業

重点事業	事業	事業概要	実施主体
☆	3-3-1 教育分野と連携した 通学手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 宝塚市立小学校・中学校・養護学校・幼稚園・認定こども園・子ども発達支援センターに通う園児や児童・生徒の通園・通学のためのスクールバス機能について、今後も交通事業者と調整し、確保していきます。 本事業は、今後も関係部局間で連携して各年度検証し、必要に応じて見直し実施していきます。 	行政 交通事業者
	3-3-2 日常生活の 活動しやすい 地域づくりのための 他分野との連携	<ul style="list-style-type: none"> イベント等の開催の際に、開始時間や終了時間等、公共交通利用に配慮したイベントとすることで、公共交通利用のきっかけとします。 観光案内やイベント案内等のチラシやパンフレットに、周辺施設も含めた公共交通でのアクセス情報を記載するとともに、ホームページ等でも情報提供を行うことで、観光やイベント等での公共交通利用の利便性向上と利用促進を図ります。（ホームページでの情報提供は、「事業2-2-1 わかりやすい公共交通情報の発信」と連携して進めます。） 利用者数が少ないことによりバリアフリー化が遅れている JR 武田尾駅では、周辺イベント等を活用し、来訪者による利用者の増加をめざします。 事業者からお買い物バスや移動販売についての情報提供があれば、市役所窓口等で情報提供を図ります。 	行政 交通事業者 商業施設等
☆	3-3-3 新技術を活用した 活動機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公共交通サービスに限らず、先端技術の進展や実用化に応じて、日常生活の活動がしやすい環境が構築可能なシステム等の仕組みづくりや支援方法を他分野と連携して検討します。 本事業は、計画の後期中に検討を開始します。 	行政 (公共交通 担当以外も 含む) 交通事業者 他分野の事業者

□ 評価指標

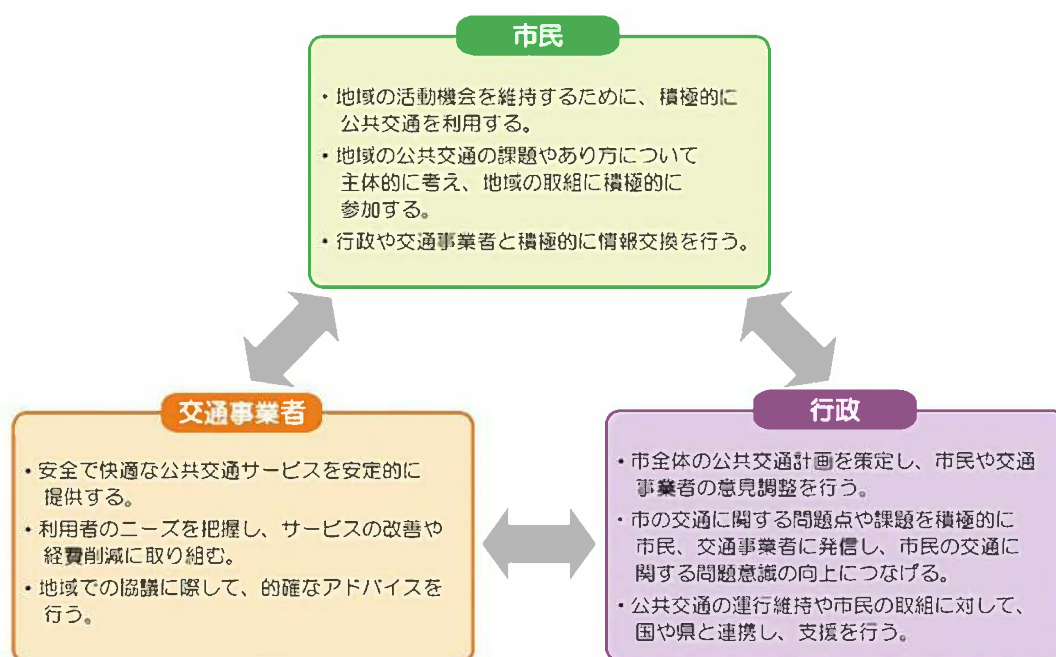
評価指標	現状値	目標値 (令和12年度 (2030年度))
3-3-① 宝塚市立小学校・中学校・養護学校・幼稚園・認定こども園・子ども発達支援センターに通う園児・児童・生徒の通園・通学手段の確保率	100 % (令和3年度 (2021年度))	100 %
3-3-② JR武田尾駅の乗車人数	478 人/日 (令和2年度 (2020年度))	1,000 人/日 以上

5. 計画の着実な推進に向けて

(1) 計画推進に向けた体制と役割

本計画の基本理念である「活動しやすいまち宝塚」をみんなで守り みんなでつくる」を実現するためには、公共交通の利用者である「市民」、「交通事業者」、「行政」が、それぞれが担う役割を認識し、連携を強化して、事業を推進していくことが重要です。

< 計画の実現に向けた三者の役割と連携 >



(2) 行政支援のあり方

公共交通を市として確保していくための施策・事業に対する必要な行政支援は、十分に妥当性を検討し適切に行います。

公共交通に対する財政支援については、公共交通を行政支援で支える意味を定量的に評価するクロスセクター効果等、時期や支援対象によって最適な手法を用いて評価し、市民とともに十分に妥当性を検討し、その妥当性を市民・交通事業者・行政の三者全員が納得できるようわかりやすく示します。

(3) PDCAサイクルによる評価と計画の改善方法

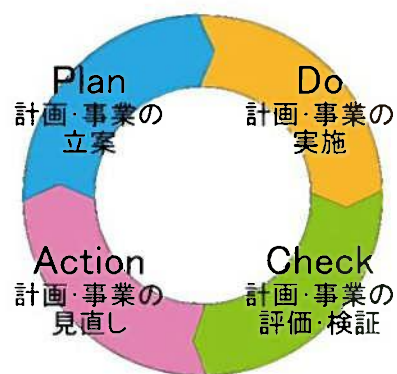
計画については、PLAN（計画・事業の立案）・DO（計画・事業の実施）・CHECK（計画・事業の評価・検証）・ACTION（計画・事業の見直し）によるPDCAサイクルによって、見直し、改善していきます。

計画全体については、計画全体のPDCAサイクルにより、令和8年度（2026年度）までを前期、令和12年度（2030年度）までを後期とし、前期の最終年度である令和8年度（2026年度）と計画の最終年度である令和12年度（2030年度）には、計画全体の事業の実施状況や数値目標の達成状況、課題等を整理し、必要に応じて施策・事業や実施方法等の見直しを行い、次年度以降の計画に反映させ、よりよい計画としていきます。

各施策・事業を推進するにあたり、毎年年度当初の公共交通協議会にて各施策・事業の年度計画を示します。公共交通協議会等で、より市民の意見を反映した協議ができるように、公共交通協議会での検討内容や事業の進捗状況等について、市民への積極的な情報提供をするとともに、市民の意見をより収集できる仕組みを検討します。

施策・事業の実施については、施策・事業のPDCAサイクルにより、毎年、施策・事業の進捗状況や目標達成状況を、施策ごとに設定した評価指標に基づき把握し、次年度の事業計画を検討します。

< PDCAサイクルのイメージ >



< PDCAサイクルのスケジュール >

